

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成 25 年度の保険料をお知らせします

後期高齢者医療被保険者の方に、平成 25 年度の保険料額や、お支払い方法に関する通知書を、7月中旬に郵便でお送りします。
なお、保険料は県で統一した計算方法により決められています。

●保険料の計算は

平成 25 年度の保険料は、平成 24 年中の所得にもとづいて計算します。

●保険料の支払方法は

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額を年金から天引きさせていただきます。
「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書が口座振替で納めていただきます。



7月中に、保険料の通知書、
8月からの保険証をお送り
します

びわ色
(薄橙色)
になります

交付年月日	平成25年 8月 1日
後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	平成26年 7月31日
被保険者番号	12345678
住所	滋賀県大津市京町四丁目3番28号 滋賀県厚生会館4階
氏名	滋賀 太郎
性別	男
生年月日	昭和13年 4月 1日
資格取得年月日	平成25年 4月 1日
発効期日	平成25年 4月 1日
保険者番号	39252010
保険者名	滋賀県後期高齢者医療広域連合
1山折り(裏面)↑	
氏名	滋賀 太郎
被保険者番号	12345678
一部負担金割	X割
有効期限	平成26年 7月31日
(備考)	平成25年 4月肺炎球菌ワクチン接種済

新しい被保険者証をお送りします

新しい被保険者証は、7月中旬に簡易書留郵便で発送します。

● 8月1日は、年に一度の被保険者証の更新日です
更新にともない、現在、後期高齢者医療制度に加入しておられる方
全員の被保険者証が新しくなります。

● 8月1日からは、今お持ちの被保険者証は使えません
8月1日以降は、今お持ちの被保険者証は使えませんのでご注意ください。
(有効期限が平成26年7月31日のものをご利用ください)

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を更新します

「限度額適用・標準負担額減額認定証」は後期高齢者医療制度の被保険者の方で、平成 25 年度の住民税が世帯全員非課税の方が対象となります。医療機関に提示すると、入院時の食事代が減額されるほか、1か月分の入院費の窓口支払金額が所得区分に応じた限度額に引き下げられます。

昨年から引き続き対象の方は

新しい被保険者証と同封して郵送します。

(申請手続きは不要です)

対象となる方でお持ちでない方は

被保険者証と印鑑(認印)をご持参のうえ、役場
住民課保険年金担当の窓口で申請してください。

公的機関の職員を装った不審者・不審電話にご注意を!

高齢者をねらった還付金等の詐欺が、全国各地で多数発生しています。
日野町においても、後期高齢者医療制度の被保険者宅に還付金等に関する不審な電話があったとの報告が多数寄せられています。

手口はいずれも、厚生労働省、県、町や広域連合などの職員を装い、電話をかけた後訪問したりして金銭や被保険者証をだまし取るなどというものです。

「おかしいな」と思われる場合は、ひとりで判断せず家族や友人に相談するか、最寄りの警察、役場住民課保険年金担当または滋賀県後期高齢者医療広域連合へご連絡ください。

市町や広域連合などの公的機関が、金融機関のキャッシュカードを渡すよう求めたり、ATM(現金自動預け払い機)を操作するよう指示したりすることはありません!

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当 ☎6571

滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077-522-3013

